

平成29年度 農作業賃金・機械利用料金標準

山形市農業委員会

《参考》

作 業		1日(8時間)	1時間当り
稲作	稲作全般	6,000円	750円
	籾摺り	7,000円	875円
果樹・野菜	果樹剪定	10,000円	1,250円
	果樹ハウス張替	8,800円	1,100円
	一般作業・収穫	6,000円	750円
	桜桃収穫	6,800円	850円
	選別・箱詰	6,000円	750円
上記以外の一般作業		6,000円	750円

作 業	単 価	摘 要	総額表示とした場合
畔ぬり	50円	1m当り 片側機械ぬり	54円
田耕うん	8,500円	10㍍当り	9,180円
代かき	8,500円	10㍍当り	9,180円
育苗	750円	1箱当り	810円
育苗と田植	26,000円	10㍍当り 苗24箱を基準：18,000円	28,080円
機械田植	7,500円	10㍍当り 植付けだけ(側条施肥付きの場合は1割程度割り増し加算とする)	8,100円
バインダー刈り	9,000円	10㍍当り 糸つき・刈りなげ	9,720円
脱穀ハーベスタ	8,500円	10㍍当り 脱穀だけ	9,180円
コンバイン刈取	18,000円	10㍍当り 湿田・倒伏のため作業困難及び結束の場合は両者話し合いによる割増加算とする	19,440円
籾乾燥	15,500円	10㍍当り 生籾 (26%未満)	16,740円
	10,300円	10㍍当り 半乾 (18%以内)	11,124円
籾摺り	440円	玄米30kg/1袋	475円
畑耕うん	11,000円	10㍍当り 2回耕うん	11,880円
S・S防除	800円	100㍍当り 薬剤除く	864円
草刈り	1,500円	肩掛・背負刈払機・自走あぜ草刈機使用 1時間当り	1,620円
	5,000円	10㍍当り 乗用草刈機・乗用モア使用	5,400円

注意事項

1. 早朝作業は、両者間で十分話し合いのうえ、割増額を定めましょう。
2. 農作業賃金は消費税の対象になりません。
3. この農作業賃金標準は基準・目安として設定したものです。当事者間で十分話し合って適正な額を決定してください。
4. 山形県の最低賃金は717円(1時間あたり)です。
【平成28年10月7日効力発生】根拠法令：最低賃金法
年度途中に改定があった場合は改定後の最低賃金を参考にしてください。

注意事項

1. 機械利用料金のうち、ほ場条件の悪い場合(耕地の分散、面積が小さい、未整理地など)は、作業前に両者間で十分話し合いのうえ、割増額を定めましょう。
2. 機械利用料金は消費税抜きの金額です。《参考》は消費税8%を含んだ金額です。
3. この機械利用料金標準は基準・目安として設定したものです。当事者間で十分話し合って適正な額を決定してください。

**農作業事故に備えて、
傷害共済等に参加しましょう**